

主 文

- 一 被告は原告らに対し、金二五八万二九三〇円及びこれに対する昭和五八年三月二六日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 三 訴訟費用は被告の負担とする。
- 四 この判決は原告らの勝訴部分に限り仮に執行することができる。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

- 1 被告は原告らに対し、金二五八万二九三〇円及びこれに対する昭和五八年三月二六日から完済に至るまで年六分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 (一) 原告らは別紙選定者目録記載の選定者らによって選定当事者に選定された(以下、原告らと選定者らを「原告ら」という)。

(二) 原告らは被告の従業員であり、かつて被告従業員の一部が加盟するスタンダード・ヴァキューム石油労働組合(以下「ス労」という)の組合員であったが、昭和五七年九月二五日スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合(以下「ス労自主」という)を結成し、同年一〇月一四日までにス労組合員たる地位を喪失した。

2 被告は同年一〇月二五日から同五八年三月二五日まで原告らの毎月の賃金及び同五七年十一月支給の一時金から別紙損害額一覧表記載のとおりス労組合費をチェック・オフ(以下「本件チェック・オフ」という)し、ス労に交付した。

3 本件チェック・オフは違法である。

(一) 被告が従来行ってきたス労組合費のチェック・オフはス労との間のチェック・オフ協定によるものではなく同組合員個別の依頼によるものであったが、後記のとおり、原告らはス労自主に加盟直後被告に対しチェック・オフ停止を求めた。したがって、被告は本件チェック・オフをすることはできない。

(二) ス労と被告間にチェック・オフ協定があったとしても、ス労は漸次労働組合の実質を喪失し、同五七年九月二五日ス労自主の結成により消滅し、同日チェック・オフ協定は失効した。したがって、被告はス労、ス労自主を問わず組合費をチェック・オフすることはできない。

(三) ス労と被告間のチェック・オフ協定が存続しているとしても、前記のとおり、原告らは同年一〇月一四日までにス労組合員たる地位を喪失したから、爾後右協定の適用を受けない。

4 被告は3(一)ないし(三)の事実を知りながら、或いは知り得べき状況にありながら、ス労自主及び原告らス労自主組合員に対する不当労働行為目的のもとに本件チェック・オフを継続した。

(一) ス労自主結成後、ス労自主に属することを決した、京浜支部連合会を除くス労傘下の支部、分会連は同月一二日被告に対し、組合費引去り依頼変更の件と題する書面により、同月以降チェック・オフに係るス労組合費を各支部、分会連が指定する銀行口座に入金するよう申し立てていた。

(二) ス労自主及び同傘下の支部、分会連は被告に対し、同年一〇月一四日書面により、組合結成通知及びス労自主加盟通知をすると共に中央執行委員長名で団体交渉申入れをなし、同月一八日中央執行委員長名の書面により本部役員名を通知した。

(三) ス労自主は同月二〇日、同月二二日、同月二九日被告に対し、中央執行委員長名の書面により、被告がス労自主の団交申入れ及び(一)の申入れを無視、放置していることに抗議した。

(四) ス労自主支部、分会連は同年一一月五日被告に対し、所属組合員作成に係

る被告宛の組合費引去停止依頼書を添付した組合費引去りについてと題する書面により、被告が同年一〇月二五日右組合員らの賃金からス労組合費をチェック・オフしたことに抗議し、右組合費を指定する銀行口座に入金するよう申し入れた。

(五) ス労自主は被告に対し、同年一二月一〇日所属の組合員からするチェック・オフ組合費の振込先変更依頼をなし、同年一二月一三日被告が一ヶ月分のチェック・オフにつき右申入れを無視したことに抗議した。

(六) ス労自主は同年一二月一五日被告に対し、所属組合員の署名のある団結署名書を添付した中央執行委員長名の書面により、被告がス労自主の団交申入れを無視し、右組合員からス労組合費のチェック・オフを続けていることに抗議した。

(七) ス労自主は同五八年一月一四日被告に対し、所属組合員の署名のある抗議署名書を添付した中央執行委員長ら本部役員連名の書面により、同旨の抗議をし、被告が同五七年一〇月以降チェック・オフしたス労組合費の返還を求めた。ス労自主はその後も被告に対し同様の抗議、申入れを繰返した。

(八) ス労自主は結成後何回も全国大会を開催し、また同五七年一二月二日を初めとして同五八年三月まで数回に亘り被告に対しストライキを通告し実施した。

(九) 被告は、原告らがス労を離脱してス労自主を結成し独自の組合活動を展開していることを熟知していた。

5 本件チェック・オフが原告らに対する不法行為であることは3、4の事実により明らかである。

原告らは本件チェック・オフにより前記一覧表記載のとおり合計二五八万二九三〇円の損害を蒙った。

6 よって、原告らは被告に対し不法行為による損害賠償として金二五八万二九三〇円及びこれに対する最終不法行為日の翌日である同五八年三月二六日から完済まで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を求める。

二 請求原因に対する認否と主張

1 (一) 請求原因1(一)の事実は否認する。

(二) 同(二)の事実のうち、原告P1、同P2、選定者P3、同P4、同P5を除く原告らが被告の従業員であり、かつてス労に属し、現在ス労自主に属していることは認めるが、ス労自主の結成日及び原告らがス労組合員の地位を失ったことは知らない。

被告は同五九年七月二五日右原告P1ら五名を懲戒解雇した。

2 同2は認める。

3 同3冒頭の主張は争う。

(一) 同(一)の事実は否認する。被告はス労との間でチェック・オフ協定を結んでいる。被告は原告らからチェック・オフ停止の要求を受けたことなく、チェック・オフした組合費の振込先の変更依頼を受けたにすぎない。

(二) 同(二)の事実は否認する。ス労は被告がス労自主結成通知を受けた後も存続し、被告との間のチェック・オフ協定も有効に存続している。

(三) 同(三)の事実のうち、原告らが同年一〇月一四日までにス労組合員の地位を失ったことは不知、その余は争う。

4 同4冒頭の事実は否認する。

(一) 同(一)ないし(八)の事実は認める。

但し、前記のとおり、原告ら及びス労自主は被告に対し組合費のチェック・オフ自体の停止を求めたことはなく、チェック・オフした組合費の振込先変更を依頼していたにすぎない。また、後記のとおり、被告はス労自主の各申入れを無視、放置していたのではなく、原告らのス労脱退の有無及びス労自主の関係を知らず、両組合や原告ら商人に対し照会を繰返したが終始的確な回答が得られず、対応に苦慮していた。

(二) 同(九)の事実は否認する。

5 同5の事実は否認する。

6 主張

(一) 被告は、同五八年四月に至るまで、原告らがス労組合員たる地位を失ったことを確知できなかったため、原告らをス労組合員として扱い、ス労とのチェック・オフ協定に基づき本件チェック・オフをした。

ス労は被告がス労自主結成通知を受けた後も存続し、チェック・オフ協定も有効に存続していることは前記のとおりであり、仮に、組合員個人からチェック・オフ停止の申出があっても、被告において、右チェック・オフ協定に反し、直ちに組合費のチェック・オフを停止することはできない。

(二) 被告が原告らをス労組合員として扱い本件チェック・オフをしたことは正当であり、何ら非難される理由はない。

(1) ス労においては同五七年ころから内部抗争が激化していた。被告は、同年一〇月一二日ス労エッソ大阪支部執行委員長P5名の書面により、チェック・オフに係る同支部所属の組合員の組合費の振込先変更依頼を受け、同月一四日ス労自主中央執行委員長P2代理人P1名義のス労自主結成通知書を受取った。ス労自主名義の書面には原告らを含む三六名が名を連ねていた。引続き、被告は同月一五日ス労本部から、同日現在組合員から脱退届の提出はなく、右組合費の振込先変更依頼及びス労自主結成通知は一部組合員の動きにすぎずス労の容認するところではないから、被告においてこれらの動きに援助を与えないようにとの申入書を受取った。

(2) そこで、被告は同月二〇日及び二七日の両日、未だス労自主を組合として認め得る状況になかったため、ス労自主中央執行委員長と称する原告P2個人に対しス労脱退の有無を問合わせたが回答を拒否された。他方、被告はス労に対しても再三右三六名のス労脱退の有無を照会していたが、同年一月二六日回答を拒否された。次いで、被告は同月三〇日付で右三六名に対し個別にス労脱退の有無を問合わせたが、回答は得られなかった。

(3) ス労は被告に対し、同年一二月二三日及び翌年一月三一日行われた団体交渉の席上で右三六名がス労組合員であることを確認し、また、同年三月八日付賃上げ要求書提出時においても右三六名がス労組合員であることを確認した。また、ス労は大阪府地方労働委員会に対しても同年二月八日付文書で、ス労自主組合員なる者の脱退及び除名はないと申述した。

(4) ス労自主は、一方では、ス労は死滅したと主張し、他方では、ス労自主はス労内において合法的に結成した組織であるとか、ス労の名称変更であるとか、ス労自主支部等はス労自主とス労に二重加盟している等と主張していた。

(5) もとより、被告は組合に対する内部不干渉を是としており、ス労及びス労自主の何れの主張を正しいとするものではない。しかし、ス労自主の主張は混乱しているうえ、その法的意義は被告の理解を超えるものであった。このような経緯のもとで、被告において原告らがス労組合員たる地位を失ったと判断することは不可能であり、軽々に原告らからのチェック・オフを停止することはス労に対し協定違反を犯す危険があり、慎重に対処せざるを得なかった。

(6) ス労自主は同年三月二五日被告に対し、前記労働委員会が同月一〇日行ったス労自主の労働組合資格審査決定の決定書写しを提出した。また、ス労自主が同年四月一日被告に提出した抗議及び団体交渉要求書には前記三六名の委任状が添付されていた。かくて、被告は事情を総合判断し、同月五日ス労自主との間で正式に労使関係を持つことに決し、同月から原告らス労自主組合員に対する組合費のチェック・オフを中止した。

(7) したがって、被告が原告らをス労組合員として扱い本件チェック・オフをしたことに何ら責められる点はない。

三 抗弁

1 原告らの本訴請求債権は、実質上不払賃金の支払を求めるものであるから、労働基準法一一五条の適用により、同五七年一〇月二五日から同五八年三月二五日までの各賃金支払日から二年を経過したことにより時効消滅した。

2 然らずとしても、原告らの本訴請求債権のうち、同五七年一〇月二五日、同一年一月二五日分は各同日から三年を経過したから、民法七二四条により時効消滅した。

3 被告は本訴において右消滅時効を援用した。

四 抗弁に対する認否

抗弁1、2は争う。

五 再抗弁

原告らは被告に対し、同六〇年一〇月一四日到達の書面により本件請求をし、同年一二月九日本訴を提起したから、時効は中断した。

六 再抗弁に対する認否

争う。

第三 証拠（省略）

理 由

一 本件訴状添付の選定書及び原告P1本人尋問の結果によると、請求原因1（一）

と、同(4)の事実が認められ、右認定に反する証拠はない。

(二) 成立に争いのない甲第五八ないし第六〇号証(原本の存在を含む)、乙第四九号証、証人P6の証言及び弁論の全趣旨によって真正に成立したと認められる乙第五八号証の一、二、同証言、原告P1本人尋問の結果によると、次の事実が認められ、右認定に反する証拠はない。

(1) 被告において、同四九年六月二八日、一部ス労組合員によってエッソ・スタンダード労働組合(以下「エ労」という)が結成された。エ労は同日被告に対し組合結成通知及び団体交渉等の申入れをした。被告は同年七月一日エ労と第一回団体交渉をした。

(2) エ労は同月九日被告に対し、同組合員はス労を集团的に脱退した旨を告げ、所属組合員の組合費引去り停止額を添え、ス労組合費のチェック・オフ停止を申出た。被告は右申出を受け、同月一〇日ス労に対し右チェック・オフ停止を通告した。

(3) ス労は、同年六月二九日付けの機関紙でス労脱退者がでた旨報じたが、同年七月一二日被告に対し、エ労組合員の脱退届を未だ受理していないとして、右チェック・オフの継続を求めた。しかし、被告は、エ労組合員から集团的な組合費引去り停止要請があったことを理由にス労の要求を拒否し、同月分以降右チェック・オフを停止した。

(三) 弁論の全趣旨によって真正に成立したと認められる甲第五二ないし第四五号証、第五七号証によると、訴外モービル石油株式会社においても、ス労自主は同五七年一〇月からス労組合費のチェック・オフ停止を求めたところ、同会社は、ス労自主組合員がス労を脱退したか否か判然としないとの理由でス労自主の要求は拒否したが、同年十一月から同五八年三月までス労自主組合員からチェック・オフしたス労組合費はス労に交付せず同会社が保管し、同年七月同組合員に返還したことが認められ、右認定に反する証拠はない。

2 被告は、原告らがス労組合員たる地位を失ったこと、の確知ができなかつたため、即ち、原告らからス労自主の結成通知及びチェック・オフ組合費の振込先変更依頼(チェック・オフ停止依頼ではない)を受けたが、ス労は原告らス労自主組合員の脱退を否定し、ス労自主もス労脱退の事実を明らかにせず、ス労との関係について混乱した主張を繰返していたためその実体が把握できず、原告らがス労組合員たる地位を失ったと断定できなかつたため、止むなく原告らをス労組合員として遇し本件チェック・オフをしたのであるから、被告には何ら責められる点はないと主張する(被告の右主張は、被告において原告らがス労組合員たる地位を失ったかも知れないとの認識を有していたことを意味するものであり、その限りにおいて原告らに対する不法行為成立の可能性を認識していたものといわざるを得ない)。

しかしながら、原告らス労自主組合員が被告に対しチェック・オフ組合費の振込先の変更依頼をしたことは、その法的当否はともかく、ス労自主がス労と別組織であり、原告らが最早ス労に属さないことを明らかにするものであるし、原本の存在及び成立に争いのない甲第一〇号証の一ないし五、乙第一二号証の一、二(但し、書込部分を除く)によると、ス労自主の被告に対する同五七年一月五日付組合費引去りについてと題する書面にはエ労の場合と同様所属組合員個別の組合費引去り停止依頼書が添付されていること、原本の存在及び成立に争いのない甲第一二号証によると、ス労自主の被告に対する同年一二月一三日付抗議書にはス労自主組合員はス労に属していないことを明記してあることが認められ、一方、弁論の全趣旨によって真正に成立したと認められる乙第二五号証によると、被告は同年一〇月二九日当時既にス労自主とス労は別組織であるとの認識を有し、また、原本の存在および成立に争いのない甲第一八号証、証人P6の証言によると、被告は右時点において原告らがス労を脱退したと判断すべき基礎事実の重要部分を認識していたことが認められる。而して、前記第一八号証、証人P6の証言、弁論の全趣旨によると、被告が本件チェック・オフを継続した根拠はス労自主及び所属組合員から被告に対してス労を脱退したとの申告がなかったことに尽きるのであって、右申告があれば、被告は脱退の有無、成否、ス労の意向を問わずチェック・オフを停止したであろうことが認められ、被告の右対応は前記エ労発足の際の取扱と軌を一にするのである。

ス労自主の行った同組合の成立及びス労との関係についての混乱した主張は、前記のス労自主結成後のス労自主とス労それぞれの組合活動に照らせば、ス労自主の正当性を訴えるための強弁或いは弁解にすぎないことが容易に窺えるのであり、特に被告の判断や対応を困惑させる程のものではない。

してみると、前記のとおり、原告らは同五七年一〇月一四日までに書面によらな

い黙示の意思表示によってス労を脱退のうえス労自主を結成加盟し、ス労組合員の地位を喪失したと認められるのであり、当事者間に争いが無い請求原因4(一)ないし(八)の事実及び右説示によると、被告は原告らの右実体を了知し得べき状況にあったというべきであるから、被告がス労自主及び原告らからス労脱退の申告がないという形式的理由に拘って本件チェック・オフを継続したことを正当とは認め難い。

被告は本件チェック・オフの停止はス労に対する協定違反を犯す危険があったと主張するが、被告においてはス労自主及び所属組合員からス労脱退の申告があれば脱退の有無、成否、ス労の意向を問わずチェック・オフを停止するのであるから、ス労に対する協定違反の危険という点で彼此大差はなく、被告が格別ス労との関係について配慮していたと認めることはできない。

被告の対応は、前記訴外モービル石油株式会社のとった措置(但し、同会社の行ったチェック・オフそれ自体の不法行為性はさて置く)と対比すると、慎重であったというより強硬にすぎたと評すべきである。

3 以上の認定、説示によると、被告は本件チェック・オフを行ったことにつき少なくとも過失による不法行為責任を免れない。

五 原告らの損害

請求原因2の事実は当事者間に争いが無い。したがって、原告らは被告の本件不法行為により別紙損害額一覧表記載のとおり合計二五八万二九三〇円の損害を蒙ったと認められる。

六 消滅時効

1 被告は労働基準法一一五条の適用を主張するが、原告らの本訴は不法行為に基づく損害賠償請求であるから、同条の適用があるとは解されない。したがって、被告の抗弁1は失当である。

2 原本の存在及び成立に争いのない甲第一六号証の一、成立に争いのない同号証の二によると、原告らは被告に対し同五七年一〇月一四日到達の書面により本件請求債権の支払を求めたことが認められ、本訴は同年一二月九日提起されたことは明白であるから、被告主張の民法七二四条の時効は中断した。したがって、被告の抗弁2は採用できない。

七 以上の説示によると、被告は原告らに対し金二五八万二九三〇円及びこれに対する同五八年三月二六日から完済まで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金を支払うべきである。原告らは商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を求めるが失当である。

よって、民法八九条、九二条但書、一九六条一項にしたがい、主文のとおり判決する。選定者目録(省略)

選定者の各損害額一覧表

1	P7	金六七、七四〇円
2	P8	金一〇五、五五〇円
3	P3	金一〇三、八一〇円
4	P9	金七八、九五〇円
5	P10	金七四、七五〇円
6	P11	金一〇〇、五三〇円
7	P2	金九〇、七五〇円
8	P12	金九六、一八〇円
9	P13	金八六、七二〇円
10	P14	金七四、八二〇円
11	P15	金八三、五一〇円
12	P16	金八二、五〇〇円
13	P17	金七二、五一〇円
14	P18	金七五、二六〇円
15	P19	金八二、〇七〇円
16	P20	金九二、二一〇円
17	P21	金七六、八〇〇円
18	P22	金八一、七五〇円
19	P23	金七七、七四〇円
20	P24	金七八、三八〇円
21	P4	金六五、四七〇円
22	P25	金六三、九九〇円

23	P1	金八四、〇八〇円
24	P5	金六九、二一〇円
25	P26	金八一、八一〇円
26	P27	金八〇、六〇〇円
27	P28	金八四、三八〇円
28	P29	金一〇六、〇六〇円
29	P30	金八七、四九〇円
30	P31	金八七、四六〇円
31	P32	金八九、八五〇円
合計		金二五八万二九三〇円